

函館市中学校卒業生入学準備等給付金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会問題化している子どもの貧困対策として、中学校または義務教育学校を卒業する子どもが進学等をする際の保護者の経済的負担等を軽減することを目的に市が支給する中学校卒業生入学準備等給付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中学校卒業生入学準備等給付金 中学校または義務教育学校を卒業する子どもが進学等をする際の保護者の経済的負担等を軽減するために市が贈与する給付金をいう。
- (2) 対象児童 中学校または義務教育学校（特別支援学校の中学部を含む。）の卒業（以下単に「卒業」という。）を予定している者であって、当該卒業をする年の1月1日（以下「基準日」という。）において市内に住所を有するものをいう。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。
 - ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（基準日の翌日から当該年の3月1日までに同法第26条に規定する廃止の決定を受けた者を除く。）
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条に規定する母子生活支援施設の入所者
 - ウ 児童福祉法第41条に規定する児童養護施設の入所者
 - エ 日本の国籍を有しない者であって、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しない者
- (3) 支給対象者 対象児童の保護者（対象児童に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）であって、基準日において市内に住所を有するもの（市長が特に認

める者を含む。)をいう。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

ア 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者（基準日の翌日から当該年の3月1日までに同法第26条に規定する廃止の決定を受けた者を除く。）

イ 児童福祉法第38条に規定する母子生活支援施設の入所者

ウ 児童福祉法第41条に規定する児童養護施設の入所者の保護者

エ 日本の国籍を有しない者であつて、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しない者

（中学校卒業生入学準備等給付金の支給等）

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、中学校卒業生入学準備等給付金を支給する。

2 市が支給対象者に支給する中学校卒業生入学準備等給付金の額は、別表に定めるとおりとする。

（申請受付期間）

第4条 中学校卒業生入学準備等給付金に係る市の申請の受付期間は、対象児童が卒業する年の1月4日から1月31日までとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

（申請および支給）

第5条 中学校卒業生入学準備等給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、郵送または対象児童が在籍する学校を通じ行うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 中学校卒業生入学準備等給付金は、原則として申請者の指定する金融機関の預金口座に振込むことにより第1項の申請があつた日の属する年の3月末日までに支給するものとする。

（支給の決定等）

第6条 市長は、前条の規定により申請があつたときは、内容を確認の上、対象児童ごとに支給の可否を決定し、支給と決定したときは別記様式第1号の通知書により当該申請者に支給金額等を通知するものと

し、不支給と決定したときは別記様式第1号の2の通知書により当該申請者に不支給の理由等を通知するものとする。

(中学校卒業生入学準備等給付金の支給等に関する周知)

第7条 市長は、中学校卒業生入学準備等給付金の支給にあたり、対象児童および支給対象者の要件、支給金額、申請の方法、申請の受付期間等の概要について、広報その他の方法による市民等への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第8条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第4条に定める申請の受付期間内に第5条の規定による申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が中学校卒業生入学準備等給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第6条の規定による支給額の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、市が定める期限までに、申請書の補正が行われないうちその他申請者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(返還)

第9条 市長は、中学校卒業生入学準備等給付金の支給を受けた者が偽りその他の不正な手段により中学校卒業生入学準備等給付金の支給を受けた場合は、別記様式第2号の通知書により中学校卒業生入学準備等給付金の支給の決定の全部または一部を取り消すとともに、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第10条 中学校卒業生入学準備等給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は令和4年7月14日から施行する。

別表（第3条関係）

世帯区分	単位	支給金額
(1) 就学援助受給世帯である世帯	就学援助の支給対象となっている対象児童1人につき	30,000円
(2) 保護者の所得額を合算した額が300万円以下である世帯（(1)の世帯を除く。）	対象児童1人につき	30,000円
(3) 多子世帯であって、かつ、第3子以降が対象児童である世帯（(1)および(2)の世帯を除く。）	当該第3子以降の対象児童1人につき	30,000円

備考

- 1 「就学援助受給世帯」とは、基準日において、保護者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき市が実施している就学援助の支給の決定を受けている者が属する世帯をいう。
- 2 「所得額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、基準日における前々年中の額をいう。
- 3 「多子世帯」とは、支給対象者の子どもが3人以上いる世帯をいう。

別記様式第1号（第6条関係）

函館市中学校卒業生入学準備等給付金
支給決定通知書 兼 口座振込通知書

先に申請のありました中学校卒業生入学準備等給付金について、次のとおり支給を決定し、指定の口座への振込手続をいたしましたので通知します。

申請・請求者

住所	
氏名	No.

対象児童名	
支給決定金額	円
支払日	

振込先口座

銀行名			
支店名			
預金種目		口座番号	
口座名義人			

年 月 日

函館市長 印

注意

何らかの理由で振込ができなかった場合は別途ご連絡いたします。この場合、次の振込まで相応の日数を要する場合がありますので、ご了承ください。

別記様式第1号の2（第6条関係）

函館市中学校卒業生入学準備等給付金
不支給決定通知書

先に申請のありました中学校卒業生入学準備等給付金について、次のとおり不支給を決定しましたので通知します。

申請・請求者

住 所	
氏 名	No.

対象児童名	
不支給の理由	

年 月 日

函館市長

印

別記様式第2号（第9条関係）

函館市中学校卒業生入学準備等給付金支給金額取消および返還
通知書

年 月 日

様

函館市長 印

年 月 日付けで支給の決定をした，函館市中学校卒業生入学準備等給付金については，下記のとおり，支給の決定の全部または一部を取り消したので，返還されるよう通知します。

記

申請・受給者	住所	
	氏名	
取消しの理由		
支給済額 (取消後支給決定額)		円 (円)
返還金額		円
返還期日		年 月 日